

# 「情報知識学会」編集委員会規程

2002年8月27日

制 定

## （設置）

第1条 情報知識学会定款第7章に基づき、本会に編集委員会（以下、「委員会」という）を置く。委員会に関する事項は、この規程に定めるところによる。

## （任務）

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、情報知識学会誌（以下、「会誌」という）の編集に関する事項について審議し、会誌の発行に当たる。

## （組織）

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は定款第6章による編集長が担当する。

3 委員長は情報知識学会正会員（個人会員）の中から若干名を委員として任命する。

## （委員会）

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会に必要に応じて役職委員を置くことができる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

## （任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員長が交代したときは前項に関わらず任期は終了する。

## （委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

## （小委員会）

第7条 委員会に具体的、専門的な事項を検討するために小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## （庶務）

第8条 委員会の庶務は情報知識学会事務局において処理する。

## （雑則）

第9条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営などに関し必要な事項は、委員会において別に定める。

第10条 この規程の改定は理事会の議決を経て行う。

## 付則

1 この規程は2002年8月27日から施行する。